

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

平成 31 年 3 月 26 日

豊田市長 太田



## 1 業務

- (1) 業務名 (仮称) 豊田市博物館新築工事設計委託
- (2) 業務内容 別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から平成 33 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 提案限度額（設計業務費）

187,410,000 円（税抜）

※上記業務費には、本事業に係る外構工事設計費を含む。

## 2 事業概要

### （1）事業の目的

本事業は、豊田市の歴史・文化・自然を将来にわたり保存・活用し、まちの魅力の共有と発信を図ることを目的とし、（仮称）豊田市博物館を整備するためのものである。

施設整備にあたっては、（仮称）豊田市博物館の計画予定地について位置付けられた「豊田文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針（平成 28 年）における「縁に包まれた歴史・文化芸術の杜」というゾーンコンセプトの考え方と、「（仮称）豊田市博物館基本計画」（平成 31 年）で位置付けられた「「とよた」を受け継ぎ、未来の「とよた」をつくる“WE LOVE とよたの拠点”」、「みんなでつくり続ける博物館」という理念の実現を目指す。

特に留意しているポイントは、地域や市民の目線で理解・共感できるものとすること、整備予定地や周辺の歴史性に配慮すること及び隣接する既存施設（豊田市美術館及び豊田市民文化会館）と連携を行い、文化ゾーンが独創的かつ魅力的な空間となることに資することの 3 点である。

さらに、人と人、豊田市駅周辺と文化ゾーン、中心市街地と市内各地域をつなぎ、回遊と交流を促進する施設となることも重視している。

### （2）プロポーザルの実施目的

（仮称）豊田市博物館は「「とよた」を受け継ぎ、未来の「とよた」をつくる“WE LOVE とよた”の拠点」、「あなたの暮らしに気づきをもたらし、「とよた」を育てるためのみんなで作り続ける博物館」であり、完成がない事業である。基本計画において位置付けた「つくり続ける博物館」という考え方のバトンを受け継ぎ、設計・工事監理を行い、完成後は運営に「つくり続ける博物館」という考え方をバトンタッチしていくものである。

したがって、既に基本計画が取りまとめられているが、設計の中で、「豊田市が望

んでいるがまだ気づいていないもの」を見つけることを求めている。このことから、本プロポーザルでは「企業の実績や案で判断するのではなく、担当者の資質・能力を選ぶ」こととし、提案の中から、本プロジェクトに最も適した設計者の能力及び新博物館への設計方針や取組み姿勢を評価することを目的としている。

### (3) 施設内容

別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおり

### (4) 条件

ア 建設予定地は旧豊田東高等学校跡地の区域とする。

イ 事業スケジュールは次のとおりとし、新施設の全面供用開始は平成36年1月末とする。

#### (ア) 事業スケジュール

a 平成31年7月～ 平成33年3月 基本設計及び実施設計

b 平成33年7月～ 平成35年12月 建設工事及び展示・収蔵環境等制作・設営

(イ) 建設概算工事費（外構工事費を含む。）

4,900,000千円（税抜）

## 3 参加資格要件

### (1) 参加資格要件は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

カ 次の技術者の配置要件を満たすこと。

（ア）管理技術者、主任技術者（意匠担当）、構造担当者、設備担当者（電気・機械）、外構担当者、積算担当者及び照査技術者（以下、「技術者等」という。）を配置すること。ただし、技術者等は、別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）」に規定する資格要件を満たすこと。

（イ）照査技術者は他の技術者と、管理技術者は主任技術者（意匠担当）と兼任しないこと。

（ウ）委託期間内に当該建築物の設計完了が可能な体制にあり、提出図書に記載された技術者等が業務の担当をすること。

- (2) 共同企業体での参加資格要件は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。
- ア 共同企業体で参加する場合は、別に協定書等を提出すること。なお、協定書等の様式については、別途問合せ先に連絡すること。
  - イ 共同企業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）全てが3（1）アからオまでの要件を満たすこと。
  - ウ 以下の技術者の配置要件を満たすこと。
    - （ア）構成員の業務分担を定め、構成員は業務分担毎に、主任技術者を配置すること。なお、技術者等を配置するものとし、技術者等の資格要件は、別紙「豊田市建築設計業務委託特記仕様書（案）」による。
    - （イ）照査技術者は他の技術者と、管理技術者は主任技術者（意匠担当）と兼任しないこと。
    - （ウ）管理技術者は、代表者となる構成員から配置すること。
  - （エ）委託期間内に当該建築物の設計完了が可能な体制にあり、提出図書に記載された技術者等が業務の担当をすること。
- (3) 協力者（個人又は下請となる企業等に所属する者をいう。以下同じ。）を加える場合は、次のとおりとする。
- ア 3（1）の条件を満たす参加者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。
  - イ 管理技術者、主任技術者（意匠担当）及び照査技術者については、再委託することができない。
  - ウ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先が3（1）アからオまでの要件を満たすこと。
  - エ 協力者及びその者の所属する事務所は、プロポーザル参加者として参加することはできない。

#### 4 選考方法等

##### （1）全体スケジュール（予定）

3月25日（月）	業者選定審査会による方式の決定
3月26日（火）	事業実施の公告、公表及び公募の開始
4月10日（水）～4月12日（金）	参加表明予定者向け現場見学（希望者）
4月16日（火）	参加表明書及び質問の受付期限
4月24日（水）	参加資格確認通知書の送付及び質問の回答期限
5月10日（金）	審査書類の提出期限
5月15日（水）	1次審査
5月17日（金）	1次審査結果の通知
6月19日（水）	ヒアリングの実施及び選考委員会開催（2次審査）
7月8日（月）	業者選定審査会による業者の決定
7月9日（火）	選考結果の通知
7月17日（水）	見積徴収及び契約締結

##### （2）選考方法

- ア 1次審査と2次審査を実施する。
- イ 1次審査（100点満点）は、参加者の提案内容、実績、経験、技術力、積極性等を総合的に評価する。
- ウ 1次審査の結果を基に、2次審査の対象を最大5者に選定する。
- エ 2次審査は以下の選定方法とし、契約相手方は2次審査の結果を対象とする。
- (ア) 選考委員ごとに採点表に沿って採点（100点満点）する。
- (イ) 得点から各者に順位づけを行う。
- (ウ) 順位に対して決められた配点をする。
- 1位：10点 2位：7点 3位：5点 4位：3点 5位：1点
- (エ) 選考委員の配点を合計し、点数が高い者を契約の相手方とする。
- オ において、最高得点者が複数あった場合は、見積金額が安価な者を契約の相手方に選定する。
- カ 選考結果については、参加者全員に通知するとともに本市のホームページにおいて公表する。
- (3) 1次審査（書類選考）平成31年5月15日（水）非公開
- ア 選考委員が、採点表（その1）、採点表（その2）に従い採点する。
- イ 1次審査の結果は、参加者全員に通知する。
- ウ 後日、1次審査通過者に対し、2次審査の指定時間等詳細をプロポーザル事務局から通知する。なお、必要に応じ選考委員から質疑があるため、2次審査までに用意すること。
- (4) 2次審査（ヒアリング）※ヒアリングは公開する。
- ア 日 時 平成31年6月19日(水) 午後1時から午後3時までのうち指定する25分間
- イ 場 所 豊田市役所本庁舎 ※詳細は別途通知
- ウ 実施方法
- (ア) 提出された提案書等に基づき1者25分（発表15分+質疑応答10分）のヒアリングを行う。ヒアリングの内容を踏まえて選考委員が採点表（その3）に従い採点する。
- (イ) 説明に際しては、提出図書及び選考委員からの事前質疑のみを使用することとし、図書の変更、追加資料等は受理しない。また、パワーポイントは使用可能とするが提案書に記載のない情報及び画像の使用は、一切認めない。なお、希望者は、パソコン、プロジェクター及びスクリーンを事務局が準備する。
- (ウ) 主任技術者がすべて説明すること。
- (エ) ヒアリングに出席しない場合や指定した時間に不在の場合は、原則辞退があつたものとみなす。

## 5 選考委員

委員長	東北大学	教授	五十嵐 太郎
副委員長	南山大学	教授	黒澤 浩
委員	豊田市美術館	館長	村田 眞宏

名古屋市立大学	教授	鈴木 賢一
名城大学	教授	丸山 宏
都市整備部	専門監	中村 誠
教育行政部文化財課	課長	森 泰通

## 6 参加者の手続等

### (1) 参加表明

#### ア 提出書類

別添の作成要領に従い、参加表明書（様式1）を提出する。

なお、公告日において、平成30・31年度の愛知県又は豊田市競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を必ず提出のこと。提出されない場合は失格とする。書類は公告日において発行日より3か月以内のものとする（鮮明であれば写し可。）。

#### （ア）登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

※登記していない場合にあっては、代表者の身元証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）及び代表者の登記されていないことの証明書（後見、補佐及び補助を受けていないことの証明）を提出

#### （イ）納税証明書（国税）（未納の税額がないことの証明）

#### （ウ）納税証明書（愛知県税）（未納の税額がないことの証明）

#### （エ）納税証明書（豊田市税）（未納の税額がないことの証明）

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式2）を提出すること。

※共同企業体で参加する場合は、その構成企業単位で、これらの書類を提出すること。

イ 提出期限 平成31年4月16日（火）午後3時

ウ 提出場所 プロポーザル事務局

エ 提出方法 郵送又は持参で提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに提出場所へ到着したものを受け付ける。）

オ その他

（ア）3（1）オの資格要件について、資格要件が確認できる書類を添付すること。

（イ）参加資格確認結果は、参加資格確認後、参加表明書提出者へ通知する。

### （2）質疑

ア 受付期限 平成31年4月24日（水）午後3時

イ 質問方法 プロポーザル事務局宛てにメールにて質疑書（様式任意）を送付。

質疑書には、会社名、担当者名及び連絡先を記入するものとし、メールの件名は「（仮称）豊田市博物館新築工事設計委託設計者選定プロポーザル（質疑）」とすること。

ウ 回 答 本市ホームページ（<http://www.city.toyota.aichi.jp>）において掲

載。なお、回答については、6（2）に基づく参加表明書提出者の質疑に対してのみ回答する。

（3）審査書類の提出

ア 提出部数 1部（別に示す提出図書作成要領（以下「作成要領」という。）において、各様式に添付するとされている資料等を含む。）

イ 提出書類 作成要領に従い、以下の書類を提出する。

（ア）会社概要及び業務実績（様式3）

（イ）協力者の名称等（様式4）

（ウ）業務実施体制（様式5）

（エ）業務組織体制（業務遂行能力等）（様式6）

（オ）管理技術者の経歴等（様式7）

（カ）主任技術者（意匠担当）の経歴等（その①）（様式8）

（キ）主任技術者（意匠担当）の経歴等（その②）（様式9）

（ク）主任技術者（意匠担当）の経歴等（その③）（様式10）

（ケ）主任技術者（意匠担当）の経歴等（その④）（様式11）

（コ）主任技術者（意匠担当）の経歴等（その⑤）（様式12）

（サ）構造担当者の経歴等（その①）（様式13）

（シ）構造担当者の経歴等（その②）（様式14）

（ス）設備担当者（電気）の経歴等（様式15）

（セ）設備担当者（機械）の経歴等（様式16）

（ソ）外構担当者の経歴等（様式17）

（タ）積算担当者の経歴等（様式18）

（チ）過去実績（柔軟性）（様式19）

（ツ）豊田市にあった利用しやすく賑やかな施設づくりに対する提案（様式20）

（テ）見積書（様式自由／A4サイズ）

ウ 提出期限 平成31年5月10日（金） 午後3時

エ 提出方法 郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

（ア）郵送の場合

封筒等の表面に「（仮称）豊田市博物館新築工事設計委託設計者選定プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

※提出期限までに提出場所に到着しているものに限り受け付ける。

（イ）持参の場合

提出期間内（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（5月10日（金）については、午後3時まで）に6（3）オの提出先に提出すること。

オ 提出先 プロポーザル事務局

## 7 著作権、意匠及び提出書類の取扱い

### （1）著作権等

ア 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。

- イ 契約締結先の提出図書に係る著作権は、豊田市に帰属するものとする。
- ウ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。
- エ 審査における提出物の著作権に関する第三者との紛争において、市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等で支払った額に相当する額を当該提案者は市に対し賠償することとする。

#### (2) 提出図書の使用及び取扱い

- ア 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用し又は第三者に使用を許可することができる。
- イ 市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 市は、設計者選定後、選定された設計者の提出図書に拘束を受けないものとする。

### 8 その他

- (1) 本プロポーザルにより特定された業者を見積収の相手方とし、施行令第167条の2第1項第2号により「(仮称) 豊田市博物館新築工事設計委託設計委託」に関して随意契約を締結する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (3) 選考委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者は失格になることがある。
- (4) 同一の参加者が複数の提出図書を提出することはできない。
- (5) 提出図書の作成及び提出並びにヒアリングの参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出図書に対しての参加者への報償は一切ない。
- (7) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。
- (8) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、提出図書に記載した配置予定の技術者等は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、市の承認を要する。

#### 【問合せ先（提出先）】

豊田市教育委員会教育行政部 文化財課 プロポーザル事務局（豊田市郷土資料館）  
担当：施設担当 山田・高橋  
住所：〒471-0079 愛知県豊田市陣中町1-21-2  
電話：(0565) 32-6561  
FAX：(0565) 34-0095  
メール：bunkazai@city.toyota.aichi.jp

